## 空き家をお持ちの方で、取り壊し(除却)をお考えの方へ

上越市では、老朽化し危険な空き家による近隣への被害を防止する ため、空き家の除却を支援しています。

個人が所有する 空き家等が対象です。



〇 対象者 特定空き家等の所有者等で低所得者層世帯

○ 対象空き家 特定空き家(放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれ

のある状態の空き家等)に市が認定または認定見込みの空き家等

○ 補助内容 除却・処分費用の 1/2 を補助(上限 50 万円)

※ 跡地に3親等以内の人が建築物を建設する場合は、対象になりません。

#### ■ 空き家等除却費補助

〇 対象者 空き家等の所有者等

○ 対象空き家 跡地が地域活性化 (ポケットパーク等) に 10 年以上供される空き家等

○ 補助内容 除却・処分費用の 1/2 を補助(上限 50 万円)

※ 補助を受ける場合は、施工業者との契約前に交付を申請する必要があります。

空き家の管理にお困りの方へ

空き家を相続した方や遠方にお住いの方など、ご自身で管理できない方は、ぜひご相談ください。

## ■ 総合的な管理

O NPO法人 新潟ホーム管理サービス ☎ 025-543-7227

・主なメニュー … 定期巡回、遺品整理、通風・通水、ポスト内の整理など

## ■ 部分的な管理

○ 公益社団法人 上越市シルバー人材センター **☎** 025-522-2812

・主なメニュー … 庭木の手入れ、冬囲い、草取り、草刈りなど

・主なメニュー ・・・ ごみ・不用品の分別回収、家屋内清掃など

空き家の所有者の皆さんは、空き家の近隣にお住いの皆さんの迷惑にならないよう、敷地内の果樹等含め、適正な管理をお願いします。

【問い合わせ先】 上越市 建築住宅課 住宅対策係 新潟県上越市木田1-1-3

Tel: 025-520-5786 (直通)

# 空き家の売却やリフォームなど利活用をお考えの方へ

空き家の有効活用と、市外からの移住・定住の促進に向けた支援を行っています。

## ■ 空き家定住促進利活用補助

〇 対象者 市外からの移住者で、10年以上定住する意思があり、空き家を 購入する人または1年以内に購入した人

○ 対象空き家 対象者が購入した、または購入予定の空き家

〇 補助内容 ①改修費(20万円以上)の1/3を補助(上限50万円)

〇 補助加算 ②子育て世帯(妊婦さん含む)、県外からの移住者、市が定める 誘導重点区域内への移住者には、それぞれ 10 万円を加算

> ③誘導重点区域内の住宅で下水道へのつなぎ込みを行う場合は、 工事費の 1/3 (上限 30 万円) を加算

> ④居住誘導区域で改修を行う子育て世帯、県外からの移住者には、さらに上記①~③を合計した額を加算

※ 空き家が所在する町内によっては補助額の加算があります。ぜひ購入前にご相談ください。

※ Uターン者の場合は、当市から転出し1年以上 経過した人が対象です。

#### ■ 定住促進生家等利活用補助

○ 対象者 自分や親の生家等への市外からの移住者や市内転居者で、その 生家等に 10 年以上定住する意思がある人

○ 対象空き家 対象者または2親等内の親族が所有する生家等

〇 補助内容・補助加算 『空き家定住促進利活用補助金』と同じです。

※ Uターン者の場合は、当市から転出し3年以上 経過した人が対象です。

## ■ 空き家活用のための家財道具等処分費補助

		売買契約前	売買契約後
〇 対象者	売 主	申請可	買主が県外からの転入者である場合に限り申請可
	買主	_	県外からの転入者である場合に限り申請可

- 対象空き家 空き家情報バンクに登録(予定含む。)済みの空き家
- 〇 補助内容 家財道具等の処分費(5万円以上)の1/2を補助(上限10万円)

※ Uターン者の場合は、当市から転出し1年以上 経過した人が対象です。

※ 補助を受ける場合は、施工業者との契約前に交付を申請する必要があります。

## ■ 上越市空き家情報バンク

上越市のホームページなどに空き家情報を掲載し、「売りたい・貸したい」空き家を「買いたい・借りたい」方に紹介します。希望する方は、「無料相談会」にご参加ください。 不動産取引に詳しい「新潟県宅地建物取引業協会」または「全日本不動産協会」の会員が相談に応じます。

<無料相談会>

と き:毎月第2・第4火曜日、第3金曜日の午後 ※要予約

ところ:第2 火曜日:上越市役所 建築住宅課

第3金曜日:全日本不動産協会上越事務所(栄町2-11-32)

第4 火曜日: 宅建会館(春日野 1-3-19)